

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年10月7日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 若林 忠彦

監査委員 佐藤 健司

別紙

1 監査の実施日 令和7年8月28日（木）

2 監査の実施場所 滋賀県厚生会館3階 滋賀県市長会会議室

3 監査の実施方針

本監査は、令和7年度監査計画に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ網羅的に行われているかどうかを主眼として、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施した。

4 監査の対象年度

令和6年度執行分

5 監査の方法

提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、例月出納検査の結果を踏まえつつ、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施した。

6 監査の結果

（1）指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はなかった。

（2）指導事項

監査の結果、財務に関する留意改善事項や、合理的な事務の執行について指導した事項はなかった。

(3) 意見

令和6年12月2日の被保険者証廃止に伴い、マイナンバーカードを使用した「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されたが、マイナ保険証への移行期間を確保するため、マイナ保険証の保有状況にかかわらず職権で資格確認書を交付する暫定運用が実施されている。さらに、被保険者である後期高齢者のマイナ保険証の利用率が他の年代と比較し相対的に低い状況にあることから、令和8年8月の年次更新まで延長された。このことにより、マイナ保険証の利点が十分浸透しない恐れもあるため、関係機関と連携し、被保険者により丁寧できめ細かな周知・広報に取り組まれない。

また、歯科健康診査受診勧奨事業については、オーラルフレイル対策等が健康寿命の延伸に顕著な効果が見込めるため、保険者、行政機関のみで受診勧奨を行うのではなく、歯科医師会、民間団体とも連携してより効果的・効率的に事業を実施されたい。

最後に広域連合事務局の組織は限られた人員で運営しており、DXの推進等による事務の省力化・効率化が必要である。さらに、業務委託に関しては、昨今の物価上昇、人件費高騰等の影響を大きく受けている。従って、費用対効果等を十分に考慮し、価格の妥当性や必要性についても十分に検討されたい。

また、広域連合事務局職員の多くが、市町からの派遣職員等で構成される組織の特殊性に鑑み、人事異動による業務の停滞、事務誤り等が発生するリスクが危惧される。広域連合事務局において業務マニュアル等を整備するとともに内部統制によるリスク管理を行い、これらリスクを回避することを意識した質の高い事務を遂行できる人材育成や職場づくりに取り組まれない。